

## 下水道使用料賦課漏れに係わる調査結果等報告書

### 1 経過

平成 22 年 4 月、県内他自治体における下水道使用料賦課漏れの報道発表を受けて、同年 5 月から、本市での下水道使用料賦課漏れの有無について調査を進めてきました。

平成 23 年 3 月市議会定例会一般質問及び建設企業委員会でもこの問題が取り上げられましたので、調査の中間発表をさせていただくとともに、早急に調査を進め、平成 23 年 6 月までには全容を解明した上で公表することをお約束しました。

このたび、調査を終えましたので、以下のとおり結果を報告するものであります。

### 2 調査結果等

#### (1) 調査方法

下水道事業区分ごと、水道 GIS データ、又は、平成 21 年度下水道事業統合、平成 22 年合併時に引継いだ台帳に基づき、料金システムデータと照合し、水洗化済みであるが下水道使用料が賦課されていない家屋を抽出して、その対象家屋の届出書類の確認と現地調査又は使用者への聞き取りにより、賦課漏れ家屋を特定しました。

また、公共下水道の供用開始区域については、未水洗家屋の現状についても調査を実施しました。

- ・調査対象：下水道事業供用開始～平成 23 年 3 月末の水洗化済等家屋 165,926 棟
- ・調査期間：平成 22 年 5 月初旬～平成 23 年 5 月末

#### (2) 調査結果

(ア) 賦課漏れ原因別・年度別棟数（括弧内は水道メーター数）（単位：棟（個））

区 分	S34～60	S61～2	H3～7	H8～12	H13～17	H18～22	不明	合計
受付・審査不備	9 (9)	8 (8)	11 (12)	17 (19)	18 (19)	6 (6)		69 (73)
書類引継漏れ			4 (4)	3 (3)	22 (24)			29 (31)
入力ミス	12 (12)	7 (7)	8 (8)	37 (65)	16 (23)	17 (28)		97 (143)
水道メーターの増設	2 (2)	7 (7)	12 (13)	15 (31)	16 (17)	15 (15)		67 (85)
無届工事			2 (2)		1 (1)	9 (9)	2 (2)	14 (14)
不 明	9 (9)	4 (4)	5 (5)	5 (5)	19 (21)	5 (5)	19 (20)	66 (69)
合 計	32 (32)	26 (26)	42 (44)	77 (123)	92 (105)	52 (63)	21 (22)	342 (415)

- 1 調査は下水道供用開始の S34 年分から実施し、賦課漏れ発生年度が一番古いものは S48 年度
- 2 「受付・審査不備」とは、使用開始届に下水道使用料の賦課に当たって必要となる水道メーター情報が未記載または記載不備であったが、受付担当課（現在の業務課）の受付時に確認されず、賦課漏れとなったもの
- 3 「書類引継漏れ」とは、使用開始届が受付担当課から料金担当課（現在の経営管理課）へ引き継がれず、賦課漏れとなったもの
- 4 「水道メーターの増設」とは、排水設備の改造工事を伴わない建物の増改築等による給水設備の増設の際、下水道使用の有無が確認されず、賦課漏れとなったもの
- 5 原因及び年度の「不明」とは、排水設備使用開始届等の所在が確認できず、原因等を特定できないもの

(イ) 建物の使用区分別賦課漏れ金額等

区 分	棟数	延契約件数等		時効等金額 ( )	請求件数等	
		件数	賦課漏れ算定額 ( )		件数	請求金額 ( - )
一般住宅	226 棟	282 件	75,546,808 円	37,689,760 円	239 件	37,857,048 円
集合住宅	36 棟	225 件	23,103,502 円	12,018,020 円	129 件	11,085,482 円
事業所等	80 棟	127 件	76,819,700 円	46,865,346 円	102 件	29,954,354 円
合 計	342 棟	634 件	175,470,010 円	96,573,126 円	470 件	78,896,884 円

- 1 延契約件数とは、平成6年度以降の賦課漏れしていた契約者の総数
- 2 各金額は、下水道使用料の算定の基礎となる水量データがある平成6年度以降の数値から算出。
- 3 「時効等金額」とは、地方自治法第236条の金銭債権の消滅時効(5年)の規定により債権が消滅した金額と契約者の死亡等により請求が不可能なものの金額の合計金額

3 賦課漏れ原因分析及び再発防止策の構築

改善対象原因	再発防止策	実施時期
受付・審査不備 使用開始届へのメ ーター番号記載漏 れや、集合住宅等 複数のメーターが ある場合の使用者 一覧表の添付漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅等複数のメーターがある場合、使用開始届に「複数メーターあり」を明記し、確認漏れを防止する。</li> <li>・水道メーター使用者一覧表の使用を、指定工事店に対し周知徹底する。</li> <li>・排水設備の使用(開始、休止)の届出の取扱いについて周知する。</li> <li>・使用開始届の様式を見直し、メーター番号の記載等を、業者自ら書類提出前に確認する欄を設け、記載漏れや記載誤りを防止する。</li> </ul>	<p>平成22年5月</p> <p>平成22年5月</p> <p>平成23年5月</p> <p>平成23年6月</p>
書類引継ぎ漏れ 排水設備工事完了 届兼使用開始届の 書類の回付漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完了届と使用開始届の様式を分離し、入力と完了検査の機会を分ける。</li> <li>・毎月工事申請受付台帳を業務課から経営管理課へ手渡し、入力済か未入力かを確認する。</li> </ul>	<p>平成17年8月</p> <p>平成22年7月</p>
入力ミス 入力担当者による 入力漏れや入力誤 り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入力と入力確認を別の者が行う。</li> <li>・メーター個数とメーター番号が記載される申請書類の様式を、入力担当者が料金システムへ入力しやすいよう見直す。</li> </ul>	<p>平成22年7月</p> <p>平成23年6月</p>
水道メーターの 増設 排水設備工事を伴 わない給水装置の みを分岐・増設す る工事での漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「下水道使用の有無」を水道使用開始届に明記する。</li> <li>・排水設備の使用開始の届出について周知徹底を図る。</li> <li>・県水区域の給水装置の工事内容を把握するため、県企業局と事務の調整を図る。</li> </ul>	<p>平成22年5月</p> <p>平成23年5月</p> <p>平成23年7月</p>
無届工事 給排水工事の申請 無届による漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定工事店や工事施工業者に対し、工事の施行等に係る規定について徹底する。</li> <li>・排水設備の新設等をしようとする建築工務店及び施主に、排水設備の工事計画の確認手続きについて広報する。</li> <li>・パトロールを実施する。</li> </ul>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
～ 共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道GISを活用し、定期的に確認調査を行う。</li> </ul>	<p>平成23年度～</p>

#### 4 賦課漏れしていたお客様への対応

##### (1) 遡及賦課対象のお客様(契約)件数及び金額

件数	請求金額
470件	78,896,884円

「遡及賦課対象のお客様」とは、賦課漏れ延契約件数(634件)から、既に、時効になってしまったものや死亡等により請求が不可能なもの(164件)を除いた契約件数。

##### (2) 現在の折衝状況等(平成23年6月30日現在)

遡及賦課の対象となる全てのお客様に対して、順次個別訪問し、お詫びの上、賦課漏れとなった理由を説明し、納付をお願いしています。

###### 折衝状況

区分	件数
納付承諾済	247件
折衝中	194件
今後折衝予定	29件
合計	470件

###### 納付承諾済者の納付方法の状況

区分		件数
一括納付		110件
分割納付	1年未満	43件
	1年超～3年未満	58件
	3年超～	36件
合計		247件

納付の依頼に当たっては、お客様の事情を十分にお聴きし、分割納付にも対応  
分割期間は、基本的には3年以内としているが、必要に応じて柔軟に対応

#### 5 まとめ

今回の下水道使用料の賦課漏れに伴い、下水道事業に対する多大な損害を与えるなど、市民の皆様にご迷惑をおかけし、信頼を大きく損ねる結果を招いたことに対しまして、改めて深くお詫びを申し上げます。

上下水道局といたしましては、今回の事態を重大に受けとめ、構築した再発防止策を確実に実施し、適正に事務処理を遂行するとともに、尚一層、お客様サービスの向上に努め、市民の皆様から信頼を回復できるよう、局全体を挙げて取り組んでまいります。